

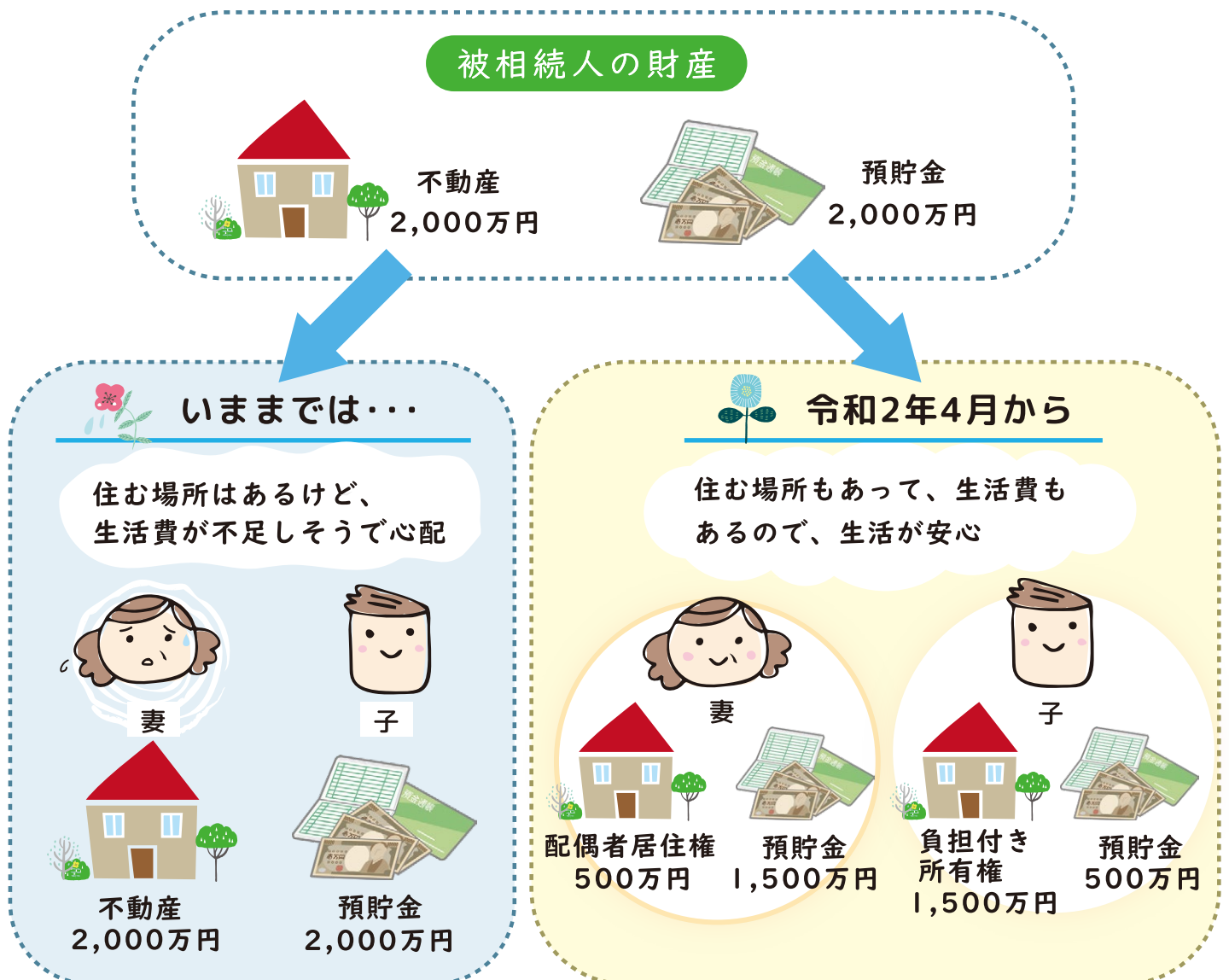
第4 世の中、高齢化で何が変わるの？



配偶者居住権ってどんな制度？

令和2年4月1日の民法改正によって、配偶者居住権が創設されました。

これによって、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、遺産分割や遺言書の記載に基づき配偶者居住権を取得すれば、終身または一定期間、被相続人所有の建物に無償で居住することができるようになりました。



※配偶者居住権の権利を第三者に対抗（主張）するためには、登記が必要です！



お近くの司法書士会一覧はこちら



第5 知れば安心 成年後見制度！



成年後見制度ってどんな制度？

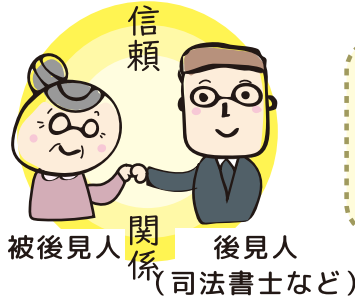
成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

成年後見制度

認知症や知的障害のある方など、判断能力が不十分な方々を支援する制度。介護・福祉サービスの契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な手続きや財産管理などがサポートされます。

1. 任意後見制度

自分で後見人と将来の契約を結ぶ



2. 法定後見制度

家庭裁判所が後見人などを選ぶ

1. 任意後見制度

任意後見制度とは…

判断能力が不十分となる前に、誰にどんなことを支援してもらうのかあらかじめ自分で決めておくことができる制度です。

任意後見制度における手続の流れ

1 「任意後見人」を選び、契約書の原案を作成

今後の生活を考え、後見人になってほしい支援者を自分の意思で選んで依頼。将来的にどうしたいのかを後見人予定者と相談しながら、契約書の原案を作成します。



後見人（司法書士など）

2 公証役場で公正証書を作成

ご本人と後見人予定者が公証役場に行って、契約書の原案を基に公正証書を作成してもらいます。



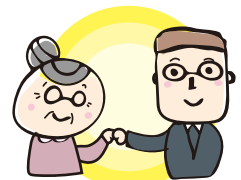
3 法務局で登記

公正証書の内容が法務局に登記されれば、法務局で証明書を請求することもできます。



4 支援開始

判断能力が不十分となった後、任意後見人が支援を開始します。



2. 法定後見制度

法定後見制度とは…

すでに判断能力が不十分な場合に、**家庭裁判所が成年後見人などを選ぶ**制度です。後見人はご本人の代わりに法律行為などの支援を行います。

ご本人の判断能力に応じて次の3つの制度が用意されています。

判断能力が不十分な方

補助

支援を受けなければ、契約などの意味・内容を理解し、判断することが難しい場合がある。



判断能力が著しく不十分な方

保佐

支援を受けなければ、契約などの意味・内容を理解し、判断することができない。



ほとんど判断できない方

後見

支援を受けても、契約などの意味・内容を自ら理解し、判断することができない。



法定後見制度における手続の流れ

1 申立ての準備

司法書士にご相談ください。裁判書類作成の専門家である司法書士がお手伝いします。



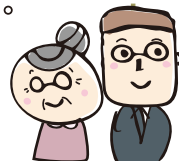
2 家庭裁判所へ申立て

家庭裁判所に必要書類（申立書・診断書・戸籍謄本・住民票など）を提出。申立には別途費用が必要となります。



3 家庭裁判所が審判

家庭裁判所が支援すべきかを調査。必要な場合は、**補助・保佐・後見などの支援内容を決定し**、支援者を選びます。



4 支援開始

家庭裁判所が審判した内容に基づき**後見人などが支援をスタート**。家庭裁判所は支援者を監督します。



認知症になって財産管理ができなくなったら、管理方法はどうしますか？

- 特にない 家族にお願いしたい 専門家にお願いしたい
 この人にお願いしたい

氏名

(続柄 / 間柄)

連絡先

すでに任意後見制度を利用している場合

- 任意後見人となる人の 氏名
 公正証書の情報 契約日付 年 月 日 (第 号)

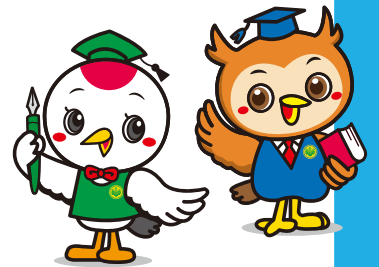
公証役場名

公証人の氏名

第6 どこに相談したらいいの？ 相談先一覧

こんなときは司法書士に相談を

- 相続による土地や建物の名義変更手続
- 土地や建物の贈与
- 借金が多いので相続を放棄したい
- 会社役員が死亡したので登記手続が必要
- 相続登記をしたいが、相続人の一人が行方不明
- 遺産分割をしたいが、協力しない相続人がいて話がまとまらない
- 高齢の親が認知症になり、財産管理が必要
- 親が亡くなり、遺言が見つかった
- 相続に伴い、預金の解約手続が必要



相続登記・法定相続情報証明は不動産を管轄するすべての法務局で、
自筆証書遺言保管制度は、法務局の本局及び支局で、
成年後見登記・成年後見登記の登記事項証明書は
法務局の本局で事務を取り扱っています。



全国の法務局一覧はこちらから

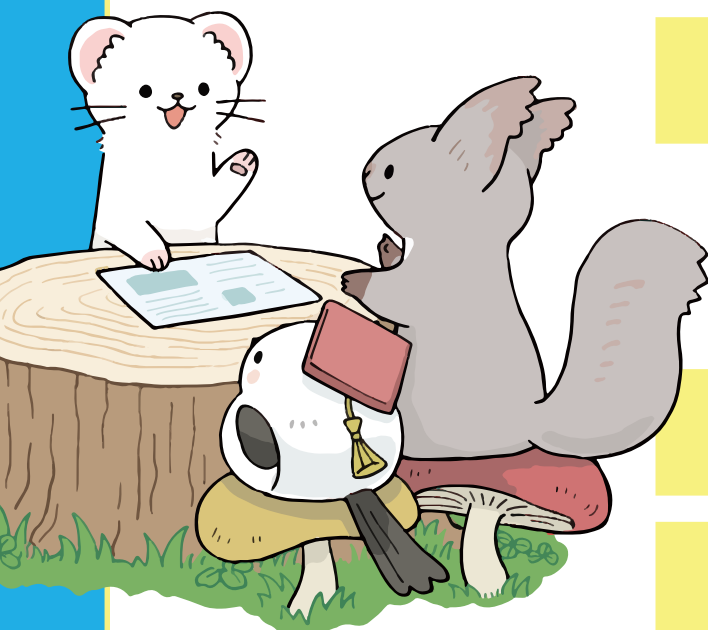


相続登記の義務化を始めとする新制度の
内容や相続登記の手続については、法務省
ホームページに様々な資料を掲載しています。

相続登記の義務化を始めとする
新制度についてはこちら



相続登記の手続についてはこちら





全国の司法書士会一覧

札幌司法書士会	011-281-3505	石川県司法書士会	076-291-7070
函館司法書士会	0138-27-0726	富山県司法書士会	076-431-9332
旭川司法書士会	0166-51-9058	大阪司法書士会	06-6941-5351
釧路司法書士会	0154-41-8332	京都司法書士会	075-241-2666
宮城県司法書士会	022-263-6755	兵庫県司法書士会	078-341-6554
福島県司法書士会	024-534-7502	奈良県司法書士会	0742-22-6677
山形県司法書士会	023-623-7054	滋賀県司法書士会	077-525-1093
岩手県司法書士会	019-622-3372	和歌山県司法書士会	073-422-0568
秋田県司法書士会	018-824-0187	広島司法書士会	082-221-5345
青森県司法書士会	017-776-8398	山口県司法書士会	083-924-5220
東京司法書士会	03-3353-9191	岡山県司法書士会	086-226-0470
神奈川県司法書士会	045-641-1372	鳥取県司法書士会	0857-24-7013
埼玉司法書士会	048-863-7861	島根県司法書士会	0852-24-1402
千葉司法書士会	043-246-2666	香川県司法書士会	087-821-5701
茨城司法書士会	029-225-0111	徳島県司法書士会	088-622-1865
栃木県司法書士会	028-614-1122	高知県司法書士会	088-825-3131
群馬司法書士会	027-224-7763	愛媛県司法書士会	089-941-8065
静岡県司法書士会	054-289-3700	福岡県司法書士会	092-714-3721
山梨県司法書士会	055-253-6900	佐賀県司法書士会	0952-29-0626
長野県司法書士会	026-232-7492	長崎県司法書士会	095-823-4777
新潟県司法書士会	025-244-5121	大分県司法書士会	097-532-7579
愛知県司法書士会	052-683-6683	熊本県司法書士会	096-364-2889
三重県司法書士会	059-224-5171	鹿児島県司法書士会	099-248-8270
岐阜県司法書士会	058-246-1568	宮崎県司法書士会	0985-28-8538
福井県司法書士会	0776-43-0601	沖縄県司法書士会	098-867-3526

北海道には
4つの
司法書士会が
あります



全国の司法書士会一覧はこちらから

